

アジア・フレンドシップ推進事業費補助金交付要綱実施要領

第1 総 則

この実施要領は、アジア・フレンドシップ推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施について定める。

第2 補助事業

- (1) 補助事業は、要綱別表に規定する事業とする。ただし、次に掲げる事業は、補助対象外とする。
- ア 当該年度に完了しない事業（天災その他やむを得ない事情により予定の期間内に完了することができなくなった事業で知事が特に認めるものを除く。）
 - イ 主たる目的が営利である事業
 - ウ 専ら個人的利益につながる事業
 - エ 特定の政治、宗教、思想の活動とみなされる事業
 - オ 市町村が補助又は負担する事業
- (2) 事業区分「2 学校における大会観戦・応援につながる事業」において、同一の事業計画に基づき複数の学校において事業を実施する場合は、原則としてそれらをまとめて1件の事業とする。

第3 補助金の額等

- (1) 算出した補助金の額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- (2) 補助対象外経費
- 要綱別表において別に定めることとされた経費は、次のとおりとする。
- ア 交際費、接待費
 - イ 交付決定前に支出された経費
- (3) その他、補助対象経費について必要な事項は別に定める。

第4 補助金の申請等

補助事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、事前着手届（要領様式1）を提出し、承認を受けることで、交付決定前に着手することができる。